



ハンセン病回復者を取り巻く現状と課題について

弁護士
さかもと まどか
坂本 団

1 根強く残る偏見・差別

昨年（2003年）11月に発生したいわゆる「黒川温泉問題」は、ハンセン病に対する偏見・差別がいかに根深いものかをあらためて認識させるものであった。

国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の入所者を対象にした「ふるさと訪問事業」で、熊本県が黒川温泉の「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル」に宿泊を申し込んだところ、ホテルは「他の客の迷惑になる」として宿泊を拒否した。このような宿泊拒否にはいかなる正当な理由もなく、偏見に基づく不当な人権侵害というほかないが、かつて我が国で行われていた誤ったハンセン病隔離政策の下では、このような人権侵害が当たり前のように繰り返されてきた。2001（平成13）年5月11日の熊本地裁判決が国の隔離政策の誤りを断罪し、新聞紙上に政府の謝罪広告が出されるなどしたにもかかわらず、依然として偏見・差別に基づく人権侵害はなくなっていないのである。

この問題でさらに注目されなければならないのは、「2次被害」の発生である。宿泊拒否が報道されて社会的な批判を浴び、また熊本県などから告発されるなどし

たため、ホテルは菊池恵楓園を訪問して「謝罪」をした。しかしその「謝罪」は、宿泊拒否を総支配人個人の判断間違いに解消し、ホテルとしての偏見・差別を認めていなかった。しかも「謝罪」に先立つ記者会見でホテル側は、「宿泊拒否はホテル業として当然の判断」と居直り、「元患者と知ったのは直前であり、予約から2ヵ月間隠してきた県に責任がある」などと責任を転嫁しようとした。入所者自治会や原告団が形ばかりの「謝罪」を受け入れなかったのは当然であった。ところが、自治会などによる「謝罪」の受け入れ拒否が報道されるや今度は自治会や入所者個人に宛てて、これを誹謗中傷する電話やファクス、手紙が多数寄せられ、また、インターネットの掲示板にも偏見・差別に基づく多数の誹謗中傷が書き込まれたのである。

こうした一連の事件の結果、宿泊を拒否された入所者や直接的に誹謗中傷の対象とされた入所者は当然のこと、すべてのハンセン病回復者が、社会に根強く残る偏見・差別の存在をあらためて痛感させられ、甚大な精神的苦痛を味わされたのである。

90年間にわたる国の隔離政策によって、国民の間に広くかつ深く植え付けられた偏見・差別を取り除くのは簡単なことではない。しかし必ずやり遂げなければならない課題である。そのためにはまず、そのような偏見・差別が植え付けられて行った過程、とりわけ「無らい県運動」によって一人一人の国民までが、いわば草の根からの「患者のあぶりだし」に動員され、これに協力していった過程を検証することが不可欠であると考えられる。また、従来から行政が行ってきた啓発活動は、ともすると正しい医学知識を普及しさえすれば偏見・差別はなくなるとの考えに立っているように思える。もちろん正しい知識の普及も必要ではあるが、それだけでは不十分である。根強い偏見・差別が国の隔離政策の結果であることを明確にし、その政策の下で日常的に行われてきた差別によって、ハンセン病患者や回復者がいかに傷つけられてきたかを社会に伝えていく必要がある。



熊本県「菊池恵楓園」の周りを囲む「隔離の壁」。

2 国との協議及び残された課題

熊本地裁判決以後、ハンセン病国賠訴訟全国原告団・弁護団と全国ハンセン病療養所入所者協議会は、厚生労働省との間で、隔離政策による被害を回復するための恒久対策等について協議した。恒久対策として協議されているテーマは大別すると、1謝罪・名誉回復、2在園保障、3社会復帰・社会生活支援、4真相究明である。この協議を通じて、厚生労働大臣名の謝罪広告が実施され（謝罪・名誉回復）、入所者に対し「終生の在園を保障する」ことが確認され（在園保障）、社会復帰者に対する退所者給与金や退所者慰労一時金の制度が創設され（社会復帰・社会生活支援）、真相究明を行う検証会議も設置された（真相究明）。これらは重要な成果であることは間違いないが、これらによってハンセン病問題がすべて解決したとはいえないことは当然である。そのことは、先に述べたように偏見・差別が強固に残存していることだけを見ても明らかであろう。

ここでは現時点で国との協議の中で積み残しになっている重要な課題を一つだけ紹介したい。「非入所者」に対する支援の問題である。ハンセン病隔離政策によって被害を受けたのは、療養所に隔離された人たちがばかりではなかった。ハンセン病を発病したにもかかわらず、追及の手から逃れて療養所に隔離されずすんだ人たちが少数ではあるが存在している（療養所に入所していないことから、「入所歴なき患者・元患者」あるいは「非入所者」と称されている）。このような「非入所者」の方々も強い偏見・差別の対象とされたことでは何ら変わるところがない。また、隔離政策の下では、ハンセン病に対する治療を受けようとするれば、原則として療養所に入所する以外にないので、「非入所」であるということは、ハンセン病の治療を受ける機会もなかったことになる。世界的には特効薬が開発されて、きちんと治療さえ受ければ完全に治る病気になっていたのに、である。「非入所者」の中にはハンセン病発病以来、数十年も社会との関係を絶ち、まったく治療を受けることもないまま孤独に生活してきた人もいる。

国は、裁判ではこのような「非入所者」についても隔離政策による被害者であるとして和解金の支払に応じた。しかし、原告団などの強い要求にも関わらず、いまだに「非入所者」に対する恒久対策は実現していない。ぜひ早急に実現すべき課題である。

■全国にある15の療養所



3 おわりに

ハンセン病隔離政策は、国家的規模での未曾有の^{みぞう}人権侵害であった。これにより植え付けられた偏見・差別を取り除き、被害を完全に回復することは容易なことではない。隔離政策を実行した国やその下で「無らい県運動」に取り組んだ地方自治体が被害の回復のために努力しなければならないことは当然であるが、究極的には一人一人の国民が協力しなければ解決し得ない問題ではないだろうか。



2001年5月「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の原告勝訴の判決が熊本地方裁判所で出された。